

表彰規程

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

[制度の目的]

第1条 わが国におけるスクールカウンセリングの進歩ならびに一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会（以下「本協議会」という。）の発展を期する目的とともに本協議会の初代理事長國分康孝氏の業績を記念するためにその名を冠した表彰制度を設ける。

[表彰の種類]

第2条 当面、2種類の表彰を行う。

1. 國分康孝スクールカウンセリング貢献賞（以下「貢献賞」という。）
2. 國分康孝スクールカウンセリング奨励賞（以下「奨励賞」という。）

[各賞の目的]

第3条 貢献賞は、わが国のスクールカウンセリングの進歩ならびに本協議会の活動の発展に顕著な功績を残した者を表彰し、もってその栄誉をたたえることを目的とする。
奨励賞は、わが国のスクールカウンセリングに関する実践的活動を奨励するために、優れた実践者を表彰し、もってスクールカウンセリングの発展に寄与することを目的とする。

[受賞資格]

第4条 受賞の資格を次のとおり定める。

1 貢献賞

この賞の受賞者は、過去または現在においてガイダンスカウンセラー資格または構成団体資格を有し、わが国のスクールカウンセリングの進歩ならびに本協議会の活動の発展に顕著な功績があるとして役員・顧問から推薦された者とする。

2 奨励賞

この賞の受賞者は、ガイダンスカウンセラー資格を有し、スクールカウンセリングに関する実践的活動においてその業績が顕著であるとして役員・顧問から推薦された者とする。

[表彰選考委員会]

第5条 表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり定める。

- 1 委員会は、理事長および各委員会の委員長またはその代理によって構成される。
- 2 理事長は、委員長を務める。理事長に事故あるときは、理事長より指名された委員が委員長を代行する。
- 3 理事長は、あらかじめ役員・顧問に対し、当該年度の候補者氏名とその理由を記した推薦書（必要に応じて資料添付）を委員会あてに提出するよう依頼しなければならない。
- 4 委員会は、推薦された候補者を次の選考基準に従って審査し、その中から受賞適格者を各賞受賞候補者として選考する。

(1) 貢献賞選考基準

わが国のスクールカウンセリングの進歩ならびに本協議会の活動の発展に顕著な功績が見られること。

(2) 奨励賞選考基準

わが国のスクールカウンセリングの実践的活動の発展に役立つことが明らかであること。

[受賞者の決定]

第6条 理事会は、委員会から推薦された受賞候補者の資料等を基に各賞受賞者を決定する。

[賞の授与]

第7条 理事長は本協議会の集会等において、前条によって決定された各賞受賞者に対して「賞状」及び「副賞」を授与する。なお副賞の中身については、委員会が協議し決定する。

[その他]

第8条 本規程により決め難い場合は、委員会が協議し判断する。

附則

- (1) 本規程は、2021年9月14日から施行する。
- (2) 2021年12月10日改正